

The Nutrition of Hyogo

No.283

— 栄 養 兵 庫 —

2024.3



兵庫県で、ほうれんそうが商品作物として栽培されたのは、大正末期からです。以降、瀬戸内海沿岸地域を中心に栽培面積が増え、昭和39年には過去最高の568haに達しました。この頃神戸市西区でも産地規模拡大や施設化が進展し、県内最大の産地となりました。

ほうれんそうは神戸市西区全域で栽培され、都市近郊の立地を生かして夏場を除く年間を通じて市場に供給されています。ビニールハウスによる施設栽培と露地栽培を組み合わせ、周年栽培されています。

県内では、神戸市をはじめ、南部の産地のほか、夏場の需要に対応するため、北部の但馬地域・おおや高原でも栽培されています。

兵庫県認証食品のほうれんそうもあるので、是非ご賞味ください！

★兵庫県認証食品の一覧はこちら★

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk06/documents/ninsyouichiran202303.pdf>

ひょうごの美味し風土拡大協議会
(事務局：兵庫県流通戦略課)



THE_HYOGO_DIETETIC_ASSOCIATION

Instagramはこちら



ホームページはこちら

ホームページアドレス：<http://www.eiyou-hyogo.or.jp>
ユーザー名：eiyou パスワード：h2515311
兵庫県栄養士会ホームページの会員専用ページにログインする際、
ユーザー名とパスワードをご入力ください。

あなたの食と健康を応援する
公益社団法人 兵庫県栄養士会



公益社団法人 兵庫県栄養士会

栄養兵庫

令和6年度公益社団法人兵庫県栄養士会第13回定時総会

プログラム(案)

- 1 日時 令和6年5月25日(土) 12:30～(受付 12:00～)
11:00～賛助会員展示(県民会館10階)
- 2 場所 県民会館 パルテホール
(神戸市中央区下山手通4丁目16-3 TEL 078-321-2131)
- 3 内容
12:30 開会
挨拶 公益社団法人兵庫県栄養士会 会長
式典 表彰
兵庫県知事表彰
兵庫県栄養士会会長表彰
第40回兵庫県栄養改善研究発表会 優秀賞表彰
来賓祝辞 兵庫県保健医療部 保健医療部長
神戸市健康局 保健企画担当局長
議事
(1) 第1号議案: 令和5年度事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書
並びに財産目録等承認の件
(2) 第2号議案: 役員選任の件について
(3) 報告事項: 令和6年度事業計画及び収支予算報告
臨時理事会報告
賛助会員紹介
特別講演「未来の管理栄養士・栄養士に期待すること(仮)」
講師 兵庫県保健医療部長 山下輝夫
16:30 閉会挨拶

選任手続管理委員会の設置について

公益社団法人兵庫県栄養士会 会長 橋本 加代

選任手続管理委員を下記の通り任命し、選任手続管理委員会を設置しました。

告 示

公益社団法人兵庫県栄養士会役員の任期満了に伴い、定款第 21 条の規定により役員選任総会決議にかかる手続を行います。

令和 6 年 3 月 1 日

正会員各位

公益社団法人兵庫県栄養士会選任手続管理委員会

委員長 岸本 三香子

委員 池田 麻子・高橋 賢子・田中 雅美・野田 久代

1 選任すべき役員の種別、数

(1) 理事 15 名以上 23 名以内

(2) 立候補者の資格及び届出

ア 理事立候補者の資格は、役員選任総会決議にかかる手続規程第 6 条の規程により、2 年以上継続して、現に正会員である者とする。

イ 理事に立候補しようとする者は、同規程第 12 条の規程により別紙様式 1*を用いて次の事項を届けなければならない。

2 立候補の届出期間及び届出場所

立候補者は令和 6 年 4 月 1 日（月）（当日消印有効）までに公益社団法人兵庫県栄養士会選任手続管理委員長に届け出ること。

3 選任手続の方法

役員選任総会決議にかかる手続規定第 4 章選任決議の実施の第 9 条選任手続の方法による。

4 その他

立候補者は令和 6 年度公益社団法人兵庫県栄養士会会費を納入していること。

※令和 6 年立候補者届を提出されるまでに納入のこと。

○届出先 〒650-0011

神戸市中央区下山手通 4-18-1 ひょうご女性交流会館 401 号室

公益社団法人兵庫県栄養士会事務局内 選任手続管理委員長宛

届出用封筒の表面に「役員立候補届在中」と朱書きすること。

*公益社団法人兵庫県栄養士会理事立候補及び選挙公報用経歴書(別紙様式 1)は同封しておりますので、そちらをお使いになるか、データが必要であればお問い合わせ下さい。

公益社団法人 兵庫県栄養士会

役員選任総会決議にかかる手続規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は公益社団法人兵庫県栄養士会定款（以下、定款という）第21条の規定する役員の選任総会決議手続（以下選任手続という）について必要な事項を定め、もって選任手続が公明かつ適正に行われることを目的とする。

(選任手続の管理)

第2条 選任手続に関する事務は、選任手続管理委員会が管理する。

(選任手続管理委員会)

第3条 選任手続管理委員会は委員5名をもって組織する。

2 委員は、理事（立候補者を含む）を除く会員の中から、選任手続告示2カ月前までに会長が任命する。

3 会長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免する。

- 一 会員でなくなった場合
- 二 心身の故障のため、職務を執行することができない場合
- 三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合
- 4 委員長は、委員の中から互選する。
- 5 委員長は、選任手続管理委員会を代表し、その事務を総理する。
- 6 選任手続管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くこと

ができない。

7 選任手続管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(選任手続管理委員会の職務)

第4条 選任手続管理委員会は、次にかかげる職務を行う。

- 一 選任手続に関する告示
- 二 立候補届及び辞退届の受理
- 三 選挙人名簿の作成
- 四 選任手続管理者の選任
- 五 選任の総会決議を得た者（以下、被選任者という）の確認、公表
- 六 異議申立の受理及び決定
- 七 その他選任手続に関する事項

第2章 選任議決権及び被選任権

(選任議決権)

第5条 正会員は、選任議決権を有する。

(被選任権)

第6条 2年以上継続して現に正会員である者は、理事として選任される権利（以下、被選任権）を有する。

第3章 選任手続期日

(選任手続期日)

第7条 役員の任期満了による選任手続は、役員の任期が満了する定時総会において行う。

(告示及び通知)

第8条 選任手続管理委員会は、会員に対し、選任手続期日の30日前までに以下の事項を告示しなければならない。

- 一 選任手続を実施すべき役員の種類及び数
- 二 立候補届出期間及び立候補者届出場所
- 三 選任決議実施の日時及び場所
- 四 開票の日時及び場所

2 会長は、選任手続管理委員会に対し、前項の告示の14日前までに、選任手続期日を選任手続管理委員会に通知しなければならない。

第4章 選任決議の実施

(選任手続の方法)

第9条 立候補者数が選任すべき理事の数を超えた場合は、選任議決権用紙に氏名が印刷された候補者のうち、その選任を可とする者に対して、同用紙の記号欄に○の記号を記載する。

2 立候補者数が選任すべき理事の数を超えない場合は、総会において信任の可否を問う選任決議を行う。ただし、信任決議における個人別、職域別、一括等の選択は選任手続管理委員会において定める。

(選任手続管理者)

第10条 選任決議の実施及び開票の適正を期するため、選任手続管理者2名を置く。

2 選任手続管理者は、選任手続管理委員会が選任する。

3 選任手続管理者は、選任決議の実施及び開票に立ち会う。

(議決権行使の無効)

第11条 次のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 定められた議決権用紙を用いないもの
- 二 定められたもの以外の記号又は文字を記入したもの

第5章 候補者

(候補者の立候補届)

第12条 選任決議を受けようとする者(以下、候補者という)は、選任手続管理委員会の定める期日までに、定められた様式に基づき、選任手続管理委員長に届け出なければならない。(以下、この届け出を、立候補者という。)なお、期日当日の消印は有効とする。

2 立候補の届出期間は、告示後14日以内とする。

(監事候補者の推薦)

第13条 理事会は、監事候補者について、会員より1名以上、会員外の有識者より1名以上を選出し、選任手続管理委員会へ推薦する。

(候補者資格の喪失)

第13条 次のいずれかに該当するときは、候補者資格を喪失する。

- 一 立候補届に不備があるとき
- 二 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
- 三 立候補届が前条の期日に遅れたとき

(候補者一覧表)

第14条 選任手続管理委員会は、候補者の届出順に候補者一覧表を作成し、選任

決議の14日前までにこれを正会員に告示しなければならない。

- 2 前項の立候補者一覧表には、立候補者の氏名、所属する職域等を掲載する。

(推薦委員会)

第15条 本会の適正な管理運営に必要とされる候補者を得るため、推薦委員会を置く。

- 2 推薦委員会は、選任手続管理委員会が併任する。

3 推薦委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 選任手続の立候補者が、本会の業務執行のために適性の数でない場合、不足する数の立候補者を推薦する。

- 二 選任手続の結果、理事の数が選任手続すべき理事の数に満たなかった場合、不足する数の候補者を推薦する。

- 三 その他候補者の選任に関する事項

第6章 被選任者

(被選任者)

第16条 選任手続において、その選任を可とする有効な選任議決権の行使が出席会員の過半数であったときに、当該候補者を被選任者とする。

- 2 その選任を可とする有効な選任議決権の行使が多数とされた候補者より順次被選任者とし、同数の時は決選選任手続を実施する。但し、当落に関係ない場合はこれを行わない。

第7章 異議申立

(選任手続の効力に対する異議申立)

第17条 この規定によって行う選任手続の効力に関し異議がある会員は、当該選任手続の日から10日以内に、文章で選任管理委員会に対して異議の申立をすることが出来る。

(選任手続効力の決定)

第18条 前条の異議申立があった場合において、この規定に違反することがあるときは選任手続の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選任手続管理委員会は、その選任手続の全部または一部の無効を決定しなければならない。

第8章 役員の欠員補充

(役員の欠員補充)

第19条 役員の人数が定款第21条に定める定数に足りなくなる場合は、理事会の決議により、新たに役員を選出する。

- 2 前項の選出にあたっては、会長は推薦委員会に諮問し、推薦委員会は適任候補者を推薦する。

第9章 規定の変更

(規定の改正)

第20条 本規定の変更は、理事会の決議を経なければならない。

制定 平成24年3月11日

改定 令和4年4月16日

令和6年度 医療・介護・障害福祉のトリプル改定について

令和6年度診療報酬改定について

理事 澤田 かおる

中央社会保険医療協議会（中医協）総会（第582回）においてこれまでに行われた議論を踏まえ、「個別改定項目について（その2）<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001200704.pdf>」が公表され、日本栄養士会より伝達がありました。一部説明を追記してご報告いたします。

<栄養に関する主な項目>

【Ⅰ-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組】

②入院基本料等の見直し

【Ⅱ-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組】

①地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価

⑧入退院支援加算1・2の見直しについて

⑭有床診療所における医療・介護・障害連携の推進

【Ⅱ-3 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進】

①急性期におけるリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の取組の推進

【Ⅱ-3 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進】

⑤療養病棟入院基本料の見直し

⑦医療と介護における栄養情報連携の推進

【Ⅱ-4 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価】

⑬回復期リハビリテーション病棟入院料の評価及び要件の見直し

【Ⅱ-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保】

⑩在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における訪問栄養食事指導の推進

【Ⅲ-1 食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応】

①入院時の食費の基準の見直し

【Ⅲ-4-2 小児医療、周産期医療の充実】

③小児緩和ケア診療加算の新設

【Ⅲ-5 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進】

④慢性腎臓病の透析予防指導管理の評価の新設

<多職種連携における管理栄養士の位置づけ>

【Ⅱ-5 外来医療の機能分化・強化等】

①生活習慣病に係る医学管理料の見直し

【Ⅱ-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保】

④在宅医療におけるICTを用いた医療情報連携の推進

<歯科医療における栄養管理との連携>

【Ⅱ-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保】

入院患者の栄養管理等における歯科専門職の連携の推進

<一部ご紹介します>

- 入院基本料の見直し：退院後の生活を見据え、入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、栄養管理体制基準の明確化が求められます。管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）の作成が必要となります。
- 栄養情報連携の推進：栄養情報提供加算を廃止するとともに、「栄養情報連携料」が新設されます。入院栄養食事指導料を算定した患者に加え、他の保険医療機関又は介護保険施設等に転院又は入所する患者について、入院していた保険医療機関の管理栄養士と転院又は入所する先の保険医療機関又は介護保険施設等の管理栄養士が連携の上、入院中の栄養管理に関する情報を共有した場合に算定可能となります。
- 入院時の食費の基準の見直し：入院時食事療養（Ⅰ）・（Ⅱ）の費用の額及び入院時生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）のうち食事の提供たる療養の費用の額について、それぞれ1食当たり30円引き上げる。（下表の通り）

改定案	現行
【食事療養及び生活療養の費用額算定表】	【食事療養及び生活療養の費用額算定表】
第一 食事療養	第一 食事療養
1 入院時食事療養Ⅱ（1食につき）	1 入院時食事療養Ⅱ（1食につき）
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	(1) (2)以外の食事療養を行う場合
670円	640円
(2) 流動食のみを提供する場合	(2) 流動食のみを提供する場合
605円	575円
注（略）	注（略）
2 入院時食事療養Ⅰ（1食につき）	2 入院時食事療養Ⅰ（1食につき）
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	(1) (2)以外の食事療養を行う場合
536円	506円
(2) 流動食のみを提供する場合	(2) 流動食のみを提供する場合
490円	460円

<改定時期について>

例年4月1日である診療報酬改定の施行時期を、2024年度から6月1日に後ろ倒しされることになっています。従来、診療報酬改定の答申や告示から施行までの期間が短く、その間の医療機関の業務が逼迫しており、負担の平準化を図ることが目的です。

<最後に>

今回の改定では、栄養項目が多く、管理栄養士の活躍が期待されます。兵庫県栄養士会ではスキルアップを目的とした研修会を開催し、会員様向けにメール等を活用し情報提供を行います。メールアドレスを登録されていない方はぜひ、日本栄養士会マイページよりご登録をお願いします。

令和6年度介護報酬改定について

理事 瀬野 奈都希

②自立支援・重度化防止に向けた対応

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組

通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、新たな区分を設ける。

リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

→アセスメントをリハ・口腔・栄養で一体的に実施した場合の評価が新設。

令和6年度介護報酬改定の基本的な5つの視点

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②自立支援・重度化防止に向けた対応
- ③良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- ④制度の安定性・持続可能性の確保
- ⑤その他

①リハに併せて口腔・栄養アセスメントを実施



②リハ・口腔・栄養の情報を関係職種間で一体的に共有



③リハビリテーション計画の見直し

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等－口腔・栄養－

居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実

【現行】算定対象
通所・通院ともに困難な者



【改定後】算定対象
通院が困難な者

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等－栄養－

◆管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し

終末期における、きめ細やかな栄養管理等のニーズに応じる観点から、一時的に頻回な介入が必要と医師が判断した利用者について期間を設定したうえで追加訪問することを可能とする見直しを行う。

【算定要件】

- ・計画的な医学的管理を行っている医師が、利用者の急性増悪等により、一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行う。
- ・利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。
- ・特別の指示に基づく管理栄養士による居宅療養管理指導は、その指示の日から30日間に限り、従来の居宅療養管理指導の限度回数（1月に2回）を超えて、2回を限度として行うことができる。

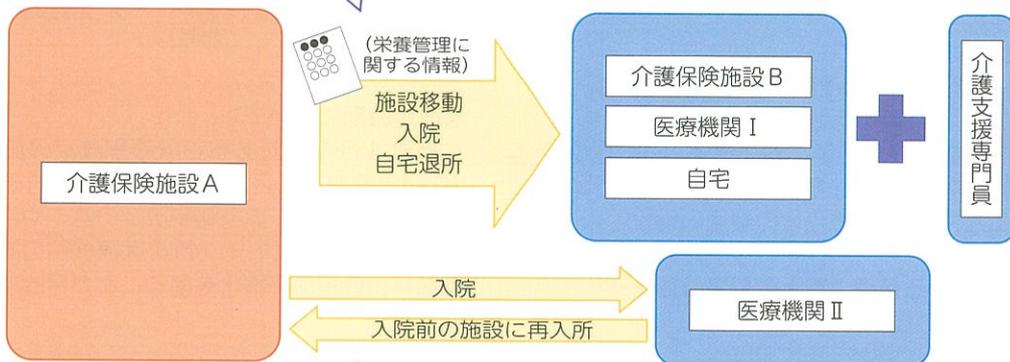


◆退所者の栄養管理に関する情報連携の促進（新設）と再入所時栄養連携加算の対象の見直し

退所時栄養情報連携加算（新設）70単位/回

【対象者】厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または、低栄養状態にあると医師が判断した入所者

【算定要件】・管理栄養士が退所先に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。



再入所時栄養連携加算

【対象者】厚生労働大臣が定める特別食が必要な者

【算定条件】栄養に関する指導又はカンファレンスに同席^{*}し、医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成する。（^{*}当該者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等を活用して行うことも可。）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

理事 杉本明子

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、2月6日に概要が出されました。
(栄養関連について)

【食事提供加算の見直し】

対象施設

生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

算定の単位 通所系：30単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位/日

算定条件

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

【栄養スクリーニング加算・栄養改善加算の新設】

対象施設 生活介護

算定の単位 栄養スクリーニング加算：5単位/回（6月に1回）

栄養改善加算：200単位/回（1月に2回を限度）※基本は3月以内

算定条件

《栄養スクリーニング加算》

- 6月ごとに利用者全員の栄養状態について確認
- 利用者の栄養状態に関する情報を担当相談支援専門員に提供（管理栄養士以外の他職種も実施可）

《栄養改善加算》

- 低栄養又は過栄養状態、又はそのおそれのある利用者に個別に栄養改善サービスを実施
- 事業所又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置
- 管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定
- 管理栄養士等が必要に応じて当該利用者の居宅に訪問して栄養改善サービスを行い、定期的に記録している
- 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価

尚、詳細は来年度の兵庫県栄養士会福祉栄養士スキルアップ研修会でお伝えします。

トクホがある。明日がある。



生きて腸ではたらく「乳酸菌 シロタ株」が含まれた「ヤクルト400」や「ソフール」。そしてγ-アミノ酪酸（GABA）を含んだ「プレティオ」など、これらはすべて特定保健用食品。あなたやあなたのご家族のすこやかな毎日を応援しています。笑顔あふれる明日のために、ヤクルトのトクホはいかがですか。



人も地球も健康に
Yakult

株式会社ヤクルト本社 中日本支店
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 16階 TEL.06(6341)8960
神戸ヤクルト販売株式会社
〒651-0056 神戸市中央区熊内町5-3-8 TEL.078(241)8960
兵庫ヤクルト販売株式会社
〒651-2122 神戸市西区玉津町高津橋137-1 TEL.078(912)8960

姫路ヤクルト販売株式会社
〒670-0061 姫路市西今宿2-9-8 TEL.079(292)8960
淡路ヤクルト販売株式会社
〒656-0131 南あわじ市広田中筋322-1 TEL.0799(45)1234
近畿中央ヤクルト販売株式会社 阪神営業所
〒664-0026 伊丹市寺本1-142 TEL.072(779)8960

現場で活躍する管理栄養士・栄養士

外来個別栄養指導と外来化学療法室での栄養指導を主に担当しています。
 当院は総合病院であり、外来個別栄養指導では糖尿病、脂質異常症、慢性腎臓病、消化管術後など様々な疾患を対象としています。最近では1型糖尿病や低身長、偏食など小児科の栄養指導も担当するようになりました。
 外来化学療法室では化学療法の副作用として食欲不振や嘔気・嘔吐、味覚異常などを訴えられる患者様が多く、管理栄養士がベッドサイドに訪問し栄養指導を実施しています。以前は化学療法室から依頼のあった患者様のみを対象でしたが、より早期に介入できるように、管理栄養士が介入の必要な患者様をピックアップしてご提案するシステムを導入しました。患者様によって副作用の症状はさまざまですが、ご家庭の状況や嗜好も考慮し、具体的な食品のご提案や食事の対応方法、栄養補助食品のご案内などを行っています。
 現在育児中のため時短勤務をしており、効率的に働くことを意識しつつも患者様に丁寧に寄り添うよう心がけています。



8:45~9:00 カルテチェック
 9:00~9:15 外来化学療法室カンファレンス
 9:30~12:00 外来栄養指導と化学療法室栄養指導
 12:05~12:15 課内ミーティング
 12:30~13:15 休憩
 13:15~13:30 アレルギー献立チェック
 13:30~15:00 外来栄養指導と入院栄養指導
 15:00~15:30 栄養管理計画書作成

■ やりがいがあると感じた瞬間
 ・患者様の問題点や不安を整理し、行動変容につながる目標設定ができたとき
 ・患者様の検査データや症状が改善したとき

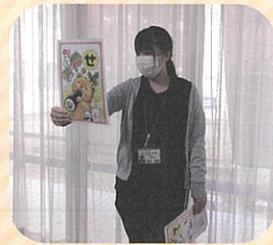
■ 今後の目標
 栄養指導を通して、数値の改善だけでなくQOLが上がるようなサポートをしていきたい



わきた さとみ
脇谷 智美 兵庫県立尼崎総合医療センター

圏域：阪神南 勤務年数14年

当事業団は兵庫県最大の社会福祉法人で、様々な施設を運営しています。赤穂精華園は知的障害がある利用者の入所施設です。私の主な業務は、給食管理や栄養ケア・マネジメント、食育等です。
 給食管理については、嗜好調査の結果や利用者からの意見をもとに献立を作成しています。栄養価を満たすことはもちろん、郷土料理やご当地グルメを提供し、旅行気分を味わっていただけようにも努めています。また、調理業務を委託しているため、委託給食会社と献立の調整も行っています。
 栄養ケア・マネジメントでは、利用者様の喫食状況や体重の推移、活動の変化を確認しています。利用者の状態の変化に応じて、食事提供量や形態の変更を提案し、一人一人に応じた食事を提供できるように、他職種で取り組んでいます。
 食育においては、当事業団オリジナルの食育かるたでかるた大会の開催や、毎月栄養士だよりを作成し掲示しています。



8:45~8:50 朝礼
 8:50~11:30 栄養事務(食数管理、献立作成、栄養士だより作成、感染症対応、非常食管理等)
 11:30~12:45 昼食、ミールラウンド
 休憩
 12:45~17:30 栄養事務(栄養ケア・マネジメント、調理日誌の確認、施設基準作成等)

■ やりがいがあると感じた瞬間
 幼児から82歳と幅広い年代の利用者に同じメニューの食事を提供しているため、全員の嗜好に配慮することは難しいですが、新メニューを提供したときに「今日の〇〇おいしかった」と言ってくれたときはやりがいを感じます。
 また、食育かるた大会に楽しそうに参加されたり、栄養士だよりや献立表を見て好きなメニューを覚えていただいたときも嬉しく思います。

■ 今後の目標
 食材料費が高騰し続ける中、栄養価を満たし、利用者様に満足していただける食事を提供することの難しさを感じています。食に関する理解を深め、毎日の楽しみの一つとして食事を提供していければと考えています。
 また、利用者が健康で過ごせるように、今後も他職種と連携しながら栄養ケア・マネジメントに取り組んでいきたいです。

■ その他事項
 食事検討委員会、食事サービス運営会議、衛生委員会(各月1回)
 モニタリング会議・栄養カンファレンス(月4~5回)



ふじわら なつひ
藤原 夏陽 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 赤穂精華園

圏域：西播磨 勤務年数4年

生涯教育研修会申し込みと受講について

受講について

私達は栄養・食生活の専門職として、国民の健康保持増進のために、研鑽を積み重ねる必要があります。このため、最新の栄養管理・栄養指導等を国民に提供するため日進月歩する栄養に関わる知識や技術を取得し、資質の向上を図ることが求められています。

令和6年度の生涯教育研修会を次のとおり実施します。生涯教育研修会を受講することで、(公社)日本栄養士会が認定する「認定管理栄養士・認定栄養士」を取得することが出来るようになります。

プロフェSSIONALを目指しましょう。

受講料について

講義の種類	兵庫県 栄養士会会員	日本栄養士会会員 (他府県会員)	一般 (非会員)
講義1単位・演習0.5単位	1,000円	2,000円	5,000円
必須講義1単位・必須演習0.5単位	2,000円	4,000円	5,000円

生涯教育研修会の申し込み方法

申し込み手順を参考に手続きを行ってください。

- (1) 兵庫県栄養士会ホームページ (<http://www.eiyou-hyogo.or.jp/>) 生涯教育研修会WEB申込
または日本栄養士会ホームページ (<https://www.dietitian.or.jp/>)
「研修会ページ」よりお申し込みください。

日本栄養士会
申し込み



(申し込み手順)

- ①「生涯教育研修会WEB申込」より必要事項を入力する。
- ②入力完了後、登録済みのアドレスに受講申し込み受付メールが届く。※受講未確定
- ③兵庫県栄養士会事務局にて、申し込み受付登録後に受講確定のメールが届く。※受講確定
- ④受講確定のメールに記載の受講料をゆうちょ銀行に送金する。
- ⑤受講当日は、受付にて③受講確定メールを印刷又は画面をご提示・会員証を持参ください。

(申し込み締切日)

研修会開催日の10日前までとなります。(例) 開催日：8月15日→申し込み締切日：8月5日

- (2) 受講料は、ゆうちょ銀行の下記の口座に送金してください。

《送金にあたっての注意事項》

窓口並びにATMでの送金の際には、**氏名の前に会員番号下5ケタ**を入れてください。

<例>会員番号02812345、氏名 栄養花子の場合「12345エイヨウハナコ」と入力してください。

●ゆうちょ銀行口座から送金する場合

<振込先>【記号】14370【番号】35366431【加入者名】公益社団法人兵庫県栄養士会

●他行から送金する場合

<振込先>【店名】四三八(ヨンサンハチ)普通預金【口座番号】3536643

【加入者名】公益社団法人兵庫県栄養士会

※ 兵庫県栄養士会会費の入金口座と異なります。振込手数料についてはご負担をお願いいたします。

《注意事項》

※入金後のキャンセルは返金できませんので、ご了承ください。

次年度の生涯教育研修会に振替もできませんので、今年度内に科目変更をお願いします。

※事務局では受講料の受付はいたしませんので、必ずゆうちょ銀行の口座に送金願います。

※当日配布資料等は再発行いたしません。

※申し込み人数が定員に達した場合、締切日10日前より早く申し込み受付終了させて頂く場合がございます。ご了承ください。

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
4	エム・シーシー食品(株) 大阪支店	06-6539-0410	調理食品製造 (缶詰・冷凍・レトルト)	坂口 邦宏
5	尾家産業(株) 神戸支店	078-453-5431	業務用総合卸売 (全国対応可能) 病院、老健施設、外食、中食、生鮮食品等の取扱 お客様へ直接提案、個別プレゼン、お悩み事を解決致します	営業部 古賀 渉
6	(株)マルヤナギ小倉屋	078-841-1456	昆布佃煮・煮豆・その他佃煮の製造卸販売 取扱商品：蒸し大豆・蒸し黒豆・もち麦入り蒸し大豆 発芽大豆等	開発営業部 石井 克明
7	(株)共進舎牧農園	078-371-1761	牛乳、乳飲料、ジュース、アイスクリーム、デザート、乳製品の販売	神戸営業所 廣田 直
8	東洋ライス(株)	073-471-3011	無添加で機能性白米の「金芽米」の製造および販売	ヘルスケア事業部 西山 直希
9	はりま製麺(株)	0791-75-4328	乾麺の製造及び販売 無塩そうめん、無塩うどん、そうめん、ひやむぎ、 うどん、中華麺、揖保乃糸	営業 大谷 聡
10	兵庫ヤクルト販売グループ	078-241-8960	乳製品乳酸菌飲料、はっ酵乳、ジュース清涼飲料、化粧品、その他の関連商品の販売	つなぐ課 経営戦略CS推進室 係長 藤原 和子
11	(株)フード・デリ 関西営業所	06-4303-2080	天然調味料の販売、業務用食料品卸、介護用食材、冷凍品	営業部 巽 暁人
12	松谷化学工業(株)	072-771-2001	機能性食品素材の総合メーカー加工でん粉、デキストリン、 食物繊維 (難消化性デキストリン)、希少糖の研究開発、 製造、販売	研究所第一部1グループ 北川 真知子
13	三島食品(株) 大阪営業所	072-829-3711	ふりかけ、ペースト、惣菜、各種ごはんの素等	河野 篤史
14	ヤマサ蒲鉾(株)	079-335-1055	水産練製品・製造販売 かまぼこ・ちくわ・てんぷら・カニ風味かまぼこ・その他	総務部 家永 明久
15	六甲バター(株)	078-231-4681	チーズ及び乳等を主原料とする食品の製造販売 ナッツ・マーガリン及びチョコレート等の販売	業務用営業部 業務用企画チーム 高木 康裕
16	(株)中庄本店	0773-22-3135	業務用食品卸 介護、治療食品、冷凍食品、調味料、乾物、瓶缶詰、 食油、穀粉類、膏果物、鮮魚、精肉、製菓製パン材料	営業部開発営業課 藤井 由香

給食業務

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
1	(株)チャイルド社 コンピュータ部	06-4304-4611	栄養計算システム、開発・販売 (保育園向け) 食事摂取基準すくすく2010	関西営業所 磯田 和秀
2	(株)第一食品	06-6783-8181	・病院食、その他福祉施設の給食、産業給食、学校給食 ・給食業務に関するコンサルティング ・完全院外調理システム・パック商品	営業推進部 井上 和也

食器・介護製品

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
1	大蔵商事(株) 大阪支店	06-6443-4871	給食用食器・厨房備品全般の販売	西日本営業部大阪営業一課 西野 雄大
2	(株)おぎそ	0572-59-8639	リサイクル強化磁器食器「Re-高強度磁器」	小木曾 哲也
3	信濃化学工業(株)	026-243-1115	メラミン食器・UD食器 製造直販	営業部 藤川 勝史
4	日化産業(株)	06-6462-7321	業務用食器・業務用厨房器具備品 消耗品・オートレジ用タグ付食器	栄養部 谷井 祥吾

PCソフト

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
1	イーjeeプロジェクト(株)	06-6398-5581	栄養関連ソフトウェアの制作販売・食事箋管理・ 栄養管理計画・ケアマネジメント・栄養管理・ 給食管理・特定保健指導等	業務部 中山 英恵
2	(株)システムダイナミックス	06-7777-3010	栄養・給食管理システムDietProシリーズの開発及び 販売	大阪営業所 内藤 郁子
3	(株)カイトテクノロジー	03-5315-0683	「食と健康」オリジナルソフトの開発・販売・サポート、 栄養・給食管理ソフト「Mr.献ダteman」など	TAS/パッケージ販売事業部 松本 愛
4	富士テレコム(株)	06-4704-2770	現場で働く栄養士の業務効率化をサポートします！ 栄養・給食管理システム「AJIDAS」の開発・販売	第一営業部 村田 由貴

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
5	㈱夢工房	078-291-7128	給食管理システム（施設・産業給食・学校・保育園・児童福祉施設・クラウド版）、栄養指導・スポーツ栄養指導システムの開発販売	販売促進部 岩本 博美

厨房設備

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
1	三和厨房㈱	0729-93-7770	総合厨房設備設計施工販売	代表取締役 中野 圭二
2	㈱マルゼン 神戸営業所	078-621-5371	業務用厨房機器製造販売 業務用厨房機器設計・施工 食器・厨房備品・各種洗剤販売	営業課 高岡 和良

衛生管理

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
1	㈱エフティー	06-6151-4050	感染防止・食品衛生用品・ハイジーマット（ノロウイルス対策マット）学校・福祉・医療施設などの厨房の清潔・衛生区域の環境を維持	唐津 浩一

その他

No	会社名	電話番号	業務内容・取扱商品	担当部署・担当者名
1	旭化成ホームプロダクツ㈱	06-7636-3993	「サララップ」「クックパー」「ジップロック」等の調理用品、グリーストラップ清掃用品の販売	業務用営業本部第2グループ 小川 秀介
2	㈱いわさき	078-821-0081	栄養指導フードモデル、食育SATシステムの製造・販売 その他 栄養指導媒体、ショーケース	神戸営業所 新居 晃多郎
3	共栄印刷㈱	078-341-0316	印刷物全般 名刺、封筒、パンフ、ポスター、連続伝票、年賀状、DM等 ストーンペーパー、バナナペーパー、HP	営業部 高坂 宣昭
4	㈱ジオナ	0798-68-2009	・防災関連商品の企画、製造、販売 ・サプリメントの企画、製造 ・医療関連機器の企画、製造	営業部販売企画課 齊藤 幸哉
5	シスメックス㈱	078-991-2091	・臨床検査機器、検査用試薬、関連ソフトウェアなどの開発・製造・販売 ・採血せずにヘモグロビン推定値チェック ASTRIM FITの販売	日本・東アジア地域本部 R&I営業推進部 インダストリアル営業課 藤田 泉
6	創和クリエイティブライフ株式会社	078-806-8015	自治体の保健・医療・福祉業務全般に渡るコンサルタント 疾病重症化予防リーフレット 電話・訪問による特定健診未受診者への受診勧奨など	代表取締役 関口 義茂
7	タイガー魔法瓶㈱	06-6906-2146	食品ロス削減、ご飯の長時間保温が可能な「業務用真空保温電子ジャー」を販売	ソリューショングループ 商品企画第1チーム 井上 友晃
8	東洋羽毛関西販売㈱	078-805-5550	羽毛製品・毛皮及び皮革製品・医療機器	営業 松永 卓哉
9	長谷川化学工業㈱	047-482-1001	抗菌カラーまな板、抗菌ハイテクスパテラ等の調理用品	営業部 本田 光夫
10	菱三印刷株式会社	078-576-3961	印刷物全般、Web（ホームページ）、3D/CG、アニメーション他、デジタル製品	営業部 花木 孝至
11	SOMPOヘルスサポート株式会社	03-5209-8910	健康指導、相談事業、特定保健指導、前期高齢者訪問相談、重症化予防保健指導	プリベンション事業本部 井澤 美範
12	㈱ワンダーシェフ	06-6334-4341	家庭用及び業務用圧力なべ、電気圧力なべ製造販売	代表取締役 伊藤 彰浩
13	有限会社イトーヤク	078-612-1071	薬局の経営	本部 土谷 加代子
14	ミドリ安全株式会社 神戸支社	078-671-3640	食品産業向け耐滑作業靴、食品衛生用品、作業用手袋、防災用保存食などの製造販売	神戸支社 早川 正弘
15	株式会社 Fujitaka	075-371-9900	適温配膳車の製造・販売	第一営業部 安藤 晋
16	一般社団法人 エヒメ健診協会	089-972-7766	健診機関 特定健診・特定保健指導機関	健康増進部 菊池 文孝

お願い

- 2024年度の会費の納入はお済みでしょうか？
会費の納入をお願いします。
- 異動などの時期でもあります。住所、勤務先など会員登録事項に変更がある会員の方は、「会員登録事項連絡票」をご記入の上、事務局への送付をお願いします。

ほうれん草と豚肉の卵炒め

調理時間 15分



(1人分)

エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	炭水化物 (g)	食塩相当量 (g)
181	9.8	15.0	3.0	0.9

《作り方》

- ①ほうれん草は根元に十字に切り込みを入れ、さっと塩ゆでし、水に取り、冷めたら水気を絞り5cm長さに切る。豚バラ肉は、3cm程に切り、青ねぎはななめ切りにする。
- ②鍋を熱し、サラダ油を入れ、豚バラ肉を炒め、脂がにじみ出てきたら、ほうれん草を加え、さっと炒める。次に酒、塩、コショウ、うす口醤油、うま味調味料で味をつけ、卵を回し加え火を止め、最後にごま油で香りをつけ皿に盛り付け、上に紅しょうがを飾る



材料 (4人前)

ほうれん草 1束
豚バラ肉 100g
卵 3個
青ねぎ 1本
紅しょうが 少々

【調味料】

酒 大1
サラダ油 大1/2
うす口醤油 小1/2
塩 小1/3
コショウ 少々
うま味調味料 少々
ごま油 少々



研究教育 日本栄養専門学校 兼田憲伸

編集後記

桜のつぼみも膨らみ始め、いよいよ本格的な春が近づいてまいりました。今年度も県内各地において栄養改善事業に尽力された皆様へ感謝申し上げます。これからも、時代の流れに沿いながら、会員の皆様に必要な情報が載った栄養兵庫を作成していきます。今後ともよろしくお願いいたします。

編集委員：土井友美・赤沢尚美・河野比佐世・高橋千恵・杉本明子・木林悦子・奥蘭美代子

公益社団法人 兵庫県栄養士会 会長 橋本加代 編集責任者 瀬野奈都希
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-18-1 ひょうご女性交流館401号
TEL 078-251-5311 FAX 078-262-6645

印刷 共栄印刷株式会社 TEL 078-341-0316